

別表第 2 (第 2 条関係)

土地占用料

占用物件等		単位	金額（円）
第 1 種電柱		1 本につき 1 年	630
第 2 種電柱			970
第 3 種電柱			1,300
第 1 種電話柱			560
第 2 種電話柱			900
第 3 種電話柱			1,200
その他の柱類			56
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつ き 1 年	6
地下に設ける電線その他の線類			3
変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	1,100
広告塔		表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	2,000
その他のもの		占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1,100
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつ き 1 年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の もの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の もの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の もの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のも の		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のも の		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のも の		240
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のも の		340
	外径が 1 メートル以上のもの		670
鉄道、軌道その他これに類す るもの	鉄道事業（専用鉄道を除 く。）	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1,200
	その他のもの		1,100
看板	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 月	200
	その他のもの	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	2,000

標識		1本につき1年	900
その他の工作物	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	20
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	200
公園、緑地、広場及び運動場		占用面積1平方メートルにつき1年	61
その他の土地	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	20
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	200

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件等の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 土地占用料の額が年額で定められている占用物件等に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 土地占用料の額が月額で定められている占用物件等に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。